

## 日本小児総合医療施設協議会 会則

### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、日本小児総合医療施設協議会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を国立研究開発法人国立成育医療研究センター内に置く。  
(所在地) 東京都世田谷区大蔵2丁目10番1号

(目 的)

第3条 本会は、小児総合医療施設の医療、研究、教育及び社会活動を支援する任意団体であり、国際的水準の小児医療の確保、普及に努めるとともに、現在及び未来の子どもとその家族の心身の健康水準の向上を目指すことを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、国の内外の学術団体・関係機関と密接に協力して、次の事業を行う。

- (1) 子どもの擁護 (child advocacy)
- (2) 小児保健政策の立案 (public policy)
- (3) 小児保健・医療に関するデータベースの整備 (data base)
- (4) 小児総合医療施設の財政分析 (child health and financing)
- (5) 一般教育 (community education)
- (6) 広報活動 (public relations)

### 第2章 会員及び準会員

(会 員)

第5条 本会の会員は、別に定める基準を満たした小児の総合医療施設とする。

(入 会)

第6条 入会を希望する施設は、施設内容を明記した書面をもって会長に申し出るものとする。

2 会長は役員会及び総会の議を経てこれを認めるものとする。

(会 費)

第7条 会員は、別に定める年会費を納入しなければならない。

2 総会の開催に際しては、総会費を別に徴収することができる。

3 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しないものとする。

(退 会)

第8条 本会の会員は、その旨を会長に届け出て、退会することができる。

2 本会の会員は、小児総合医療施設としての要件を有しなくなったときは、退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が会費を滞納し、またはこの会則に違反し、もしくは本会の体面をけがしたときは、総会の決議により、除名することができる。

(準会員)

第10条 本会は、準会員を置くことができる。

2 準会員は、すでに開設が決定され準備中の施設であって、本会の目的に賛同して、加入する施設とする。

3 準会員の入会、会費、退会及び除名の取り扱いは、会員に準じる。

### 第3章 役員

(種別)

第11条 本会は、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 幹事 若干名

(4) 監事 1名

2 会長は、会員施設の長の中より会員施設の長の推薦により選出する。

3 副会長は、幹事施設の長の中から会長が委嘱する。

4 幹事は、会長が委嘱するもの及び前年度・当年度・次年度の総会担当施設の長とする。

5 監事は、会員施設の長及びその経験者の中より、会員施設の長の推薦により選出する。

(職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 幹事は、会務を分掌する。

4 監事は、運營業務と会計を監査する。

(任期)

第13条 役員任期(第12条第3項に規定する幹事のうち、総会担当幹事を除く)は2年とし、再任を防げない。

2 任期の途中で役員施設の長が交替したときは、その後任の長が残任期間の職務を行う。

(解任)

第14条 役員がこの会則に違反し、または本会の体面をけがしたときは、総会の決議により解任することができる。

### 第4章 顧問

(顧問)

第15条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員経験者の中から会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べるとともに、会の運営に協力するものとする。

4 顧問の任期は2年とし、再任を防げない。ただし、その限度は70歳となった最初の3

月31日とする。

## 第5章 会 議

(種 別)

第16条 会議は、総会及び役員会とし、総会は、これを定時総会と臨時総会とする。

(構 成)

第17条 総会は、会員施設の長をもって構成する。

2 役員会は、会長、副会長、幹事及び監事をもって構成する。

3 総会には、会員以外の施設の長でも会長の承認を得て出席し、意見を述べるができる。

(開 催)

第18条 定時総会は、毎年1回開催する。

2 定時総会の運営は、各会員施設が持ち回りで担当するものとし、担当施設は、総会において会員施設の長の意向をもとに会長が依頼する。

3 臨時総会は、役員会が必要と認め又は会員施設の長の5分の1以上もしくは監事から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

4 役員会は必要なとき随時開催する。

(招 集)

第19条 会議は、会長が招集する。

2 会議を招集するには、会議を構成する会員施設の長及び役員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時を示して、総会にあっては14日前までに、役員会にあっては、それぞれ7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(定足数)

第20条 会議は、これを構成する会員施設の長又は役員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 長)

第21条 総会の議長は、総会に出席した会員施設の長の中から選出する。

2 総会の議長の選出にあたっては、出席した会員施設の長の2分1以上の同意を得なければならない。

3 役員会の議長は、会長をもって充てる。

(議決の定足数)

第22条 会議の議事は、出席した会員施設の長又は役員の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。ただし、総会に附議した次の事項については、総会員施設の長の4分の3以上の同意を得なければならない。

一 会則の変更

二 本会の解散及び残余財産の処分

(書面表決等)

第23条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員施設の長又は役員は、あらか

じめ通知された事項について、書面をもって、表決し、又は他の構成員を代理人として、表決を委任することができる。この場合の代理人は、委任状を会長に提出しなければならない。

2 前項の場合は、前20条及び前条の規定については、出席したものとみなす。

(総会に附議すべき事項)

第24条 次に掲げる事項は、総会に附議する。

- 一 会則の変更
- 二 事業報告及び収支決算
- 三 事業計画
- 四 本会の解散及び残余財産の処分
- 五 その他会長の附議した事項

(役員会に附議すべき事項)

第25条 次に掲げる事項は、役員会に附議する。

- 一 事業計画
- 二 収支予算及び収支決算
- 三 会則の変更
- 四 諸規定の制定及び改廃
- 五 その他会長の附議した事項

(議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 開会の日時及び場所
- 二 会議の構成員の現在数
- 三 会議に出席した構成員の数(役員会はその出席役員の氏名)
- 四 議決事項
- 五 議事の経過、要領及び発言者の発言要旨
- 六 議事録署名人の選任に関する事項事業計画

2 議事録は、議長及びその会議に出席した構成員のうちから、その会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## 第6章 部会及び事務局

(部会)

第27条 本会の運営に資するため、会長が必要と認めたときは、部会を設置することができる。

- 2 部会員の指名は会長が行う。
- 3 部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の開催及び運営にあたり、協議の要旨を総会において報告する。

(事務局)

第28条 本会の事務を処理するため事務局をおく。

- 2 第2条における事務所において、事務局業務を掌理する。
- 3 事務局に関する事項は、会長が役員会の決議を経て事務局取扱要領によりこれを定める。

## 第7章 委員会及びネットワーク活動

(委員会及びネットワーク活動)

- 第29条 本会は、第3条の目的を達成するため必要な場合には、第27条に規定した部会とは別に委員会（会員施設のみで組織されるもの）並びにネットワーク（会員施設を主とし、会員以外の施設も協力して活動を行うもの）を役員会の決議により設置し、活動することとする。なお、各委員会並びにネットワークは、その活動状況について役員会及び総会に報告することとする。
- 2 役員会は、前項の委員会並びにネットワークを設置した場合には、総会に報告するものとする。
- 3 第1項の各委員会委員の選任及び解任は、会長が行うこととし、役員会で了承を得て総会に報告することとする。
- 4 各委員会並びにネットワークの運営等については、各委員会並びにネットワークで定めることとする。

## 第8章 資産及び会計

(資産)

第30条 本会の資産は、次の各号に掲げるものよりなる。

- 一 会費
- 二 寄附金品
- 三 資産から生ずる収入
- 四 その他の収入

(資産の管理)

第31条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の決議による。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第33条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

## 第9章 会則の変更並びに解散及び残余財産の処分

(会則の変更)

第34条 この会則は、第5章に定める手続を経て変更することができる。

(解散及び残余財産の処分)

- 第35条 本会の解散及び残余財産の処分は、第5章に定める手続を経なければならない。
- 2 本会の解散の場合の残余財産は、本会の目的と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

## 第10章 補則

(委任)

第36条 この会則の施行について、必要な細則は、会長が役員会の決議を経て、これを定める。

附 則

- 1 この会則は、平成23年11月11日から施行し、昭和55年11月28日制定の日本小児総合医療施設協議会会則は、これを廃止する。
- 2 第7条に規定する年会費は、50,000円とする。
- 3 平成25年11月15日一部改定(第29条を追加)
- 4 附則第2項の規定を改正し、第7条に規定する年会費は、平成27年度より70,000円とする。この規定は平成27年4月1日より施行する。
- 5 附則第4項の規定を改正し、第7条に規定する年会費は、平成29年度より100,000円とする。この規定は平成29年4月1日より施行する。
- 6 第2条の規定を事務所移転により変更し、平成28年4月1日より施行する。